

第2回士別市農業委員会総会議事録

令和3年7月27日

士別市農業委員会

第2回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月27日（火曜日）
午後 1時30分開会
午後 2時00分閉会

2. 開催場所 第2庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|------|-------|----------------------------|
| 日程第1 | 報告第1号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について |
| 日程第2 | 報告第2号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第3 | 報告第3号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第4 | 報告第4号 | 農地法第3条の3の規定による相続の届出について |
| 日程第5 | 議案第1号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第6 | 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第8 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第9 | 議案第5号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について |

出席委員（25名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 上野浩二君 | 2番 | 湯浅悦子君 |
| 3番 | 山下篤君 | 5番 | 古川昇君 |
| 6番 | 新田康仁君 | 7番 | 森野良次君 |
| 8番 | 鈴木淳一君 | 9番 | 寺崎徳仁君 |
| 10番 | 中澤弘幸君 | 11番 | 工藤修一君 |
| 12番 | 岡崎京子君 | 13番 | 本間一明君 |
| 14番 | 柳眞由美君 | 15番 | 梅津宣保君 |
| 16番 | 遠藤英俊君 | 18番 | 鈴木茂樹君 |
| 19番 | 佐久間弘美君 | 20番 | 渡辺亨君 |
| 21番 | 村上幸博君 | 22番 | 栗本勝君 |
| 23番 | 中山義隆君 | 24番 | 鈴木庄一郎君 |
| 25番 | 小野寺悦子君 | 26番 | 木下一彦君 |
| 27番 | 保科隆志君 | | |

出席説明員（4名）

- 事務局長 林 秀忠 君

主 査 小 林 泉 君
主 事 古 閑 俊 祐 君
事 務 員 佐々木 濤 君

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第2回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は25名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、2番 湯浅悦子委員、3番 山下篤委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「沼館委員」「松井委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木濤君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外2件について、嘱託登記を完了いたしました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号3番について、古川委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号 1 番 ●●●● 外 2 件の再認定がありました。

なお、累計は先月比、増減無しの 461 件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 2 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 3、報告第 3 号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第 18 条第 6 項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 4 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 4、報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第 3 条の 3 の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号 1 番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありませんでしたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、下士別町40線西、地番、●●●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積245㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、昭和57年に倉庫を建設し、宅地として利用しており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●●●、所在、川西町14線西、地番、●●●●●●、地目、公簿、田・畑、現況、原野、面積あわせて13,103㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、平成10年より未利用地で雑木等が生育しており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

なお、現地確認につきましては、番号1番は6月23日に担当地区農業委員4名により実施をし、番号2番は6月25日に担当地区農業委員3名により実施をしています。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、本案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、私は一時退室いたします。議長を会長職務代理者に交代します。

（会長退室）

●議長（上野浩二君） 日程第6、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、

事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、転用者、●●●●、所在、多寄町37線東、地番●●●●、地目、畑、転用面積847㎡、格納庫等の建設のための転用であり、格納庫1棟81㎡、ほか合わせまして、合計847㎡の計画となっています。

転用理由については、規模拡大に伴い格納庫を整備し、農業機械による作業の効率化・経営の向上を図るため、本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

以上で説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。審議が終了しましたので、会長の入室をお願いし議長を交代します。

（会長入室）

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、上士別町18線南、地番●●●●、地目、畑、転用面積773㎡、農家住宅建設のための転用であり、農家住宅1棟103.74㎡、ほか合わせまして、合計773㎡の計画となっています。

転用理由については、現在、借家に居住しているが手狭で老朽化が進んでいるため、本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は使用貸借となっております。

番号2番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、南町西4区、地番●●●●、地目、田、転用面積324㎡、転用目的と計画、農家住宅建設のための転用であり、農家住宅1棟96.27㎡、ほか合わせまして、合計981.40㎡の計画となっております。

転用理由については、後継者として養畜業を通いでしているが、行き来への時間や家畜へ

の異変対応のために本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は使用貸借となっております。

番号3番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、多寄町35線西、●●●●●、地目、畑、転用面積1,651㎡、転用目的と計画、格納庫等建設のための転用であり、格納庫1棟190.80㎡、ほか合わせまして、合計1,651.00㎡の計画となっております。

転用理由については、経営の拡大と合理化を図るため、作業効率及び立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は賃貸借となっております。

番号4番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、多寄町33線西、地番●●●●●、地目、畑、転用面積225㎡、転用目的と計画、納屋建設のための転用であり、納屋1棟81.00㎡、ほか合わせまして、合計225.00㎡の計画となっております。

転用理由については、経営の合理化を図るため、作業効率及び立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は使用貸借となっております。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第8、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(5線西)、地番、●●●●●外4筆、地目、田、面積42,931㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●●外10筆、地目、田・畑、面積57,640㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、2件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 第1号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第9、議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（小林 泉君） 士別市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてご説明申し上げます。

本指針につきまして、農業委員会に関する法律の第7条にもとづき、農業委員会の必須業務である、区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び推進の方法について定めるものです。「農地等の利用の最適化の推進」とは、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の3つであり、その目標、推進方法を内容とし、農業委員の任命期間に合わせ令和6年度を目標とし、任命期間である3年ごとの検証・見直しを行います。詳細につきましては、別紙のとおりであります。

以上 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第2回総会は、これもちまして閉会いたします。

（午後2時00分 閉会）